

広島県教育委員会規則第七号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年四月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前														
<p>(校名、設置学科、修業年限等) 第二条 (略) 2 (略) 3 高等学校の学校ごとの生徒の定員は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。ただし、広島県立広島叡智学園高等学校については、次表のとおりとする。</p>		<p>(校名、設置学科、修業年限等) 第二条 (略) 2 (略) 3 高等学校の学校ごとの生徒の定員は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校名</th> <th colspan="3">定員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>第一学年</th> <th>第二学年</th> <th>第三学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県立広島叡智学園高等学校</td> <td>六〇人</td> <td>六〇人</td> <td>六〇人</td> <td>一八〇人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学者選抜料) 第二十五条 (略)</p>		校名	定員			計	第一学年	第二学年	第三学年	広島県立広島叡智学園高等学校	六〇人	六〇人	六〇人	一八〇人	<p>(入学者選抜料) 第二十五条 (略) 2 入学者選抜料は、納付書により納付しなければならない。</p>	
校名	定員			計												
	第一学年	第二学年	第三学年													
広島県立広島叡智学園高等学校	六〇人	六〇人	六〇人	一八〇人												

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。